

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 1 9 日

日立市長 小 川 春 樹

## 令和 5 年度 日立市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度 日立市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84,668,146 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
18. 寄附金	
	1. 寄附金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
1,113,606	1,300,000	2,413,606
1,113,606	1,300,000	2,413,606
83,368,146	1,300,000	84,668,146

歳出

(単位 千円)

款	項
2. 総務費	
	1. 総務管理費
	2. 徴税費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
9,749,502	1,300,000	11,049,502
8,244,049	683,530	8,927,579
942,462	616,470	1,558,932
83,368,146	1,300,000	84,668,146

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費寄附金	1,000,000	1,300,000	2,300,000
計	1,113,606	1,300,000	2,413,606

節		説明
区分	金額	
1. 財産管理費寄附金	1,300,000	ふるさと寄附金

歳 出

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 財産管理費	945, 227	683, 530	1, 628, 757			683, 530	
計	8, 244, 049	683, 530	8, 927, 579			683, 530	

区 分	金 額	節(細節)	
		説 明	
24. 積立金	683, 530	<b>財政調整基金積立金</b>	<b>683, 530</b>
		24 積立金	683, 530
		ふるさと寄附金積立	683, 530
11. 役務費	616, 470	<b>賦課事務経費</b>	<b>616, 470</b>
		11 役務費	616, 470
(手数料)	616, 470	03 手数料	616, 470

(款) 2. 総務費		(項) 2. 徴税费	
2. 賦課徴収費	446, 640	616, 470	1, 063, 110
計	942, 462	616, 470	1, 558, 932

11. 役務費	616, 470	<b>賦課事務経費</b>	<b>616, 470</b>
		11 役務費	616, 470
(手数料)	616, 470	03 手数料	616, 470